

介護保険施設における負担限度額が変わります

令和3年8月から、在宅で暮らす方との食費、居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から、一定額以上の収入や預貯金等をお持ちの方には、食費の負担額の見直しを行います。



●施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1~3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

施設サービス費の1~3割 + 居住費(滞在費) + 食費 + 日常生活費(理美容代など) = 自己負担

施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

居住費(滞在費)				食費	
従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	令和3年7月まで	令和3年8月から
1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	2,006円	1,668円	1,392円	1,445円

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

●所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

●負担限度額認定証の発行には、申請が必要です。

変更ポイント

対象者の要件、食費の限度額を変更。(令和3年8月から)

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

令和3年7月まで

利用者負担段階	所得の状況 ^{*1}	預貯金等の資産 ^{*2} の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
2	世帯非課税が 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方		490円 (420円)	370円	820円	490円	390円
3	世帯非課税が 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超の方		1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円

令和3年8月から

利用者負担段階	所得の状況 ^{*1}	預貯金等の資産 ^{*2} の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
2	世帯非課税が 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方		490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 [600円]
3-①	世帯非課税が 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方		1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 [1,000円]
3-②	世帯非課税が 前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 [1,300円]

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

[]内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※詳細については別紙をご覧ください。

◎負担限度額認定証の対象となる方

チラシの「所得の状況」「預貯金等の資産の状況」に該当する場合に対象となりますが、以下の点にご注意ください。

※1 所得の状況

「合計所得金額」とは収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除など所得控除をする前の金額です。負担限度額の判定では以下の計算をします。

① 合計所得に給与所得がある場合は調整控除前の金額から10万円を控除します。

② 公的年金等にかかる雑所得がある場合は除きます。

③ 譲渡所得があり、特別控除を受けている場合には特別控除後の所得で計算します。

◆「年金収入」には、課税年金収入（個人年金を除く）のほかに、非課税年金（遺族年金と障害年金）を含めた合計額を用います。（ただし、恩給は含みません）

◆本人または、同一世帯に所得未申告の方がいる場合は、軽減の判定ができません。忘れずに申告してください。

※2 預貯金等の資産状況

本人及びその配偶者の預金通帳のほか、資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものも含まれます。ただし、住宅ローンや借入金等の負債がある場合は、預貯金等から差し引いて計算します。

◆配偶者（事実婚を含む）がいる場合は、住民票上の世帯が異なる場合も、住民税課税状況と預貯金等の状況の判断対象となります。利用者本人が住民税非課税でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者である場合は対象となりません。

◆第2号被保険者は、利用者負担段階にかかわらず、預貯金等の資産が単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下であれば支給対象となります。

◆利用者負担段階1から3-②に該当しない場合は第4段階となり、基準費用額での支払いとなりますが、特例減額措置として、住民税課税世帯の第4段階の方が特例的に食費・居住費（滞在費）の軽減を受けることができます場合があります。

◎負担限度額認定証の対象となる施設

○介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】（地域密着型を含む） ○介護老人保健施設

○介護療養型医療施設 ○介護医療院 ○短期入所生活介護【ショートステイ】（地域密着型を含む）

○短期入所療養介護【医療型ショートステイ】

◆グループホーム、ケアハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅など、負担限度額認定証の対象とならない施設やサービスもございます。

勸奨通知は、前年度の限度額認定証をお持ちの方へ発送しておりますが、現在入所している施設や利用している介護サービスが、負担限度額認定証の対象となっているかをご確認いただき、申請願います。限度額認定証の対象となるか不明の場合は、介護保険係までお問い合わせください。

◎申請に必要な添付書類

種類	添付書類
預貯金 (普通・定期)	<p>ご本人名義の全ての通帳の①②③のコピー</p> <p>① 通帳の見開き部分（表紙をめくった銀行名・支店・名義が分かる部分）</p> <p>② 申請日からさかのぼって2か月分の取引が記入された部分のページ</p> <p>③ 定期預金のページ</p>
	<p>【注意事項】</p> <p>●総合通帳の場合は普通預金と定期預金の両方のページのコピーが必要です。</p> <p>○通帳とは別に定期預金の証書をお持ちの場合は、そのコピーも必要です。</p> <p>●定額預金、貯蓄預金、積立定期の通帳や証書をお持ちの場合は、そのコピーも必要です。</p> <p>○配偶者がいる場合は配偶者名義分も同様に必要です。</p> <p>●インターネットバンクであれば、①～③に該当する書類として取引明細書などを印刷して添付してください。</p>
有価証券 (株式・国債等) 投資信託	銀行、信託銀行、証券会社が交付する口座残高等の時価総額がわかる書類のコピー
金・銀等の 貴金属	購入先の銀行等で発行される時価評価額がわかる書類のコピー
現金 たんす貯金	添付書類不要・自己申告
負債 (借入金・住宅ローン)	上記の資産から負債額を減額できます。借用証書等のコピーを添付してください。

生活保護を受給している方は、受給者証の写しのみを申請書に添付してください。
通帳等の写しの添付は必要ありません。

※生命保険、自動車、腕時計、宝石などの時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財等は、預貯金の対象外です。

※虚偽の申請により不正に受給した場合には、それまでに受けた給付額に加え、最大2倍の加算金を返還していただく場合があります。

○問い合わせ先

栗原市役所市民生活部介護福祉課介護保険係

住所：宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号

電話：0228-22-1350

Fax：0228-22-0340